

# 「面会交流に関する取組について」

平成27年度第1回 大阪家裁委員会

# 面会交流とは？

- ▶ 子どもと離れて暮らす親（「別居親」）が，子どもと直接会って面会したり，面会以外の方法によって意思疎通を図って交流すること
- ▶ 直接面会－子と別居親が，直接顔を合わせて交流すること
- ▶ 間接交流－子と別居親が，電話で会話したり，手紙や電子メールでやりとりをしたり，近況報告を受けたりして交流すること



# 面会交流が申し立てられる場合

- ▶ 別居開始によって、子と親が離れて暮らすようになった場合
- ▶ 離婚の際に面会交流の取り決めがなされなかった場合
- ▶ 実施されていた面会交流が途絶えた場合



# 面会交流の法的根拠と民法改正

## ▶ 平成23年改正前の民法第766条

- ▶ 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

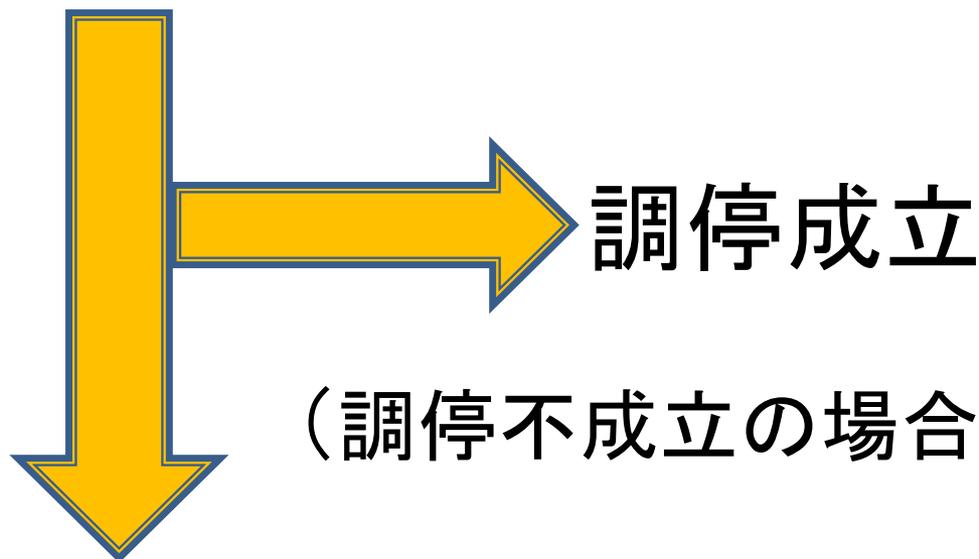


## ▶ 平成23年改正後の民法第766条

- ▶ 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に関する費用の分担その他子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

# 面会交流調停・審判の流れ

面会交流調停の申立て



面会交流審判に移行

審判の告知

# 現在の実務の傾向

面会交流を通じて、子どもが同居親だけではなく別居親からも大切にされているという感情を持つことにより精神的な安定を得ることができ、子の福祉に資する。



面会交流は子どものためのもので、子どもの福祉に反しない限り認められるべき。

# 面会交流の禁止・制限が検討される場合

- ▶ 別居親による連れ去りのおそれ
- ▶ 別居親による子への虐待
  - 子への直接的な肉体的，性的暴力
  - 同居親への暴力を子の前で行うことなどによる間接的，心理的な虐待
- ▶ 同居親への暴力
- ▶ 子の拒絶

